

1. 法律の目的と法人格取得の効果

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことができず、様々な不都合が生じています。

この法律は、これらの団体が法人格を取得する道を開いて、このような不都合を解消し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

2. 法律の概要

(1) 対象となる団体

この法律に基づいて、特定非営利活動法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です。

- ア 特定非営利活動^{注1}を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員^{注2}で分配しないこと）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

注1 特定非営利活動

- ① 次に該当する活動であること（法律の別表）
1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 2. 社会教育の推進を図る活動
 3. まちづくりの推進を図る活動
 4. 観光の振興を図る活動
 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 7. 環境の保全を図る活動
 8. 災害救援活動
 9. 地域安全活動
 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 11. 国際協力の活動
 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 13. 子どもの健全育成を図る活動
 14. 情報化社会の発展を図る活動
 15. 科学技術の振興を図る活動
 16. 経済活動の活性化を図る活動
 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 18. 消費者の保護を図る活動
 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

注2 社員 「社員」は、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当する。会社に勤務する人（会社員）という意味ではない。

(2) 設立の手続

特定非営利活動法人を設立するためには、法律に定められた書類^{注3}を添付した申請書を、所轄庁^{注4}に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、申請書の受理後3か月以内に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、2週間後以内に登記することにより法人として成立することになります。

注3 申請書の添付書類 (①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類である。)

①定款、②役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）、③就任承諾及び誓約書の謄本、④住所又は居所を証する書面、⑤社員のうち10人以上の者の名簿、⑥2頁の(1)のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面、⑦設立趣旨書、⑧設立についての意思の決定を証する議事録の謄本、⑨設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

注4 所轄庁 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が1の指定都市の区域内のみに所在する法人にあつては、当該指定都市の長）となります。

太垣市は、既に県から認証事務の移譲を受けていますので、本市のみに事務所を設ける法人は、本市が窓口となります。なお、本市のほかにも、岐阜県内で事務所を設ける法人は、岐阜県が窓口となります。

(3) 法人の管理・運営

① 役員

法人には、理事3人以上および監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^{注5}し、その過半数^{注6}をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等はないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

注5 定款をもって、その代表権を制限することができます。

注6 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会

法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

③ その他の事業

法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で収益を生じた場合は、その収益を特定非営利活動事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、

正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法律の第 27 条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項^{注7}について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。

注 7 定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となる事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 目的② 名称③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類、④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限りします。）⑤ 社員の資格の得喪に関する事項⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）⑦ 会議に関する事項⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限りします。）⑩ 定款の変更に係る事項 |
|---|

⑥ 解散・合併

特定非営利活動法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、解散又は別の特定非営利活動法人との合併を行うことができます。法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者^{注8}に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

注 8 定款で定めることができる残余財産の帰属先

- | |
|--|
| <p>残余財産の帰属すべき者は、次に掲げる者のうちから選定されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">①他の特定非営利活動法人、②国又は地方公共団体、③公益社団法人・公益財団法人、④学校法人、⑤社会福祉法人、⑥更生保護法人 |
|--|

⑦監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すこともできます。また、特定非営利活動促進法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

3. 法人格取得後の義務等

法人格取得後は、この法律やその他の法令、および定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご注意ください。

(1) 事業報告書などの情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等及び役員名簿等を作成しなければなりません。また、定款等とともにこれらの書類^{注9}は、すべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります。

注9 閲覧される書類

①事業報告書、②貸借対照表、③活動計算書、④財産目録、⑤年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）、⑥社員のうち10人以上の者の名簿、⑦役員名簿、⑧定款、⑨認証・登記に関する書類の写し

(2) 納税（別表参照）

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、税務署、県税事務所、市課税課等にご相談ください。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」^{注10}からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

注10 法人税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

- ・ 販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

- ◎ 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

＜別表＞

1. 県税の優遇措置について

県税のうち県民税均等割、不動産取得税及び自動車取得税については一定の要件の下に、その課税を免除していますので、県税事務所、自動車税事務所もしくは県庁税務課までお問い合わせください。

なお、これらの優遇措置は申請をしなければ受けることはできません。

2. 市税の優遇措置について

収益事業を営まないNPO法人、また、収益事業を営むNPO法人であっても、当該法人設立の日から5年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る均等割額を減免しますので、市役所課税課までお問い合わせください。

なお、これらの優遇措置は申請をしなければ受けることはできません。

3. 源泉徴収

役員や従業員に対する給料、報酬等、または講演会の講師や原稿執筆者などに対する謝礼等を支払う場合などは、源泉徴収義務者として、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納付する義務があります。

源泉徴収に際しては、税務署で給料支払事務所等の開設届出書、給料所得者の扶養控除等申告書等の諸手続を行う必要があります。

4. 社会保険

職員等を雇用する場合、労災保険（労基署）、雇用保険（ハローワーク）、健康保険、厚生年金保険（年金事務所）といった社会保険について、社会保険事務所等に対して、所定の手続きを行い、雇用主負担分を支払う必要があります。

4. 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、特定非営利活動法人への寄附を促すことにより、法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年度の法改正により、岐阜県が認定を行う新たな認定制度が創設されました。

なお、認定NPO法人についての事前相談及び認定（特例認定）申請は、岐阜県が窓口となります。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、特定非営利活動法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、岐阜県の認定を受けた特定非営利活動法人をいいます。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、特定非営利活動法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。ただし、平成27年3月31日までは、設立後5年を超えたNPO法人も申請をすることができます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、岐阜県の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいいます。

(3) 認定NPO法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

・個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

・法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業

に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

・相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続人又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

(4) 認定の基準（認定NPO法人になるための基準）

- ① パブリック・サポート・テストに（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除く）。
- ② 事業活動において、共益的な活動を占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

※ 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除く）、欠格事由に該当する特定非営利活動法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する特定非営利活動法人は認定等を受けることができません。

① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人

- ・ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取り消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しく

は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ・ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、認定の日から起算して5年となります。

特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して3年となります。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の更新はありません）。